



ひとり親家庭 ガイドブック

目次

1. 相談窓口 ◆◆◆

▼ひとり親家庭就業・自立支援センター	P.3
▼子育ての相談	
●なんでも子ども相談窓口	P.3
●子育て応援ダイヤル	P.4
●子育て不安電話相談	P.4
●育児相談	P.4
●家庭児童相談室	P.4
●いじめ問題救済相談室	P.5
▼生活や仕事の相談	
●福祉まるごと相談窓口	P.5
▼法律の相談	
●ひとり親家庭のための法律相談	P.6
●日本司法支援センター埼玉地方事務所（法テラス埼玉）	P.6
▼養育費と親子交流の相談	
●養育費・親子交流相談支援センター	P.7
▼悩み相談	
●女性の悩み電話相談	P.8
●男性の悩み電話相談	P.8
●ひとり親家庭等訪問相談	P.8

2. 生活を応援！ ◆◆◆

▼児童扶養手当の支給	P.9
▼JR通勤定期乗車券の割引制度	P.9
▼ひとり親家庭等医療費の支給	P.9
▼ひとり親家庭児童就学支度金の支給	P.10
▼低所得の子育て家庭児童進学支援金	P.11
▼母子父子寡婦福祉資金の貸付	P.11
▼就学援助制度	P.12
▼水道料金・下水道使用料の減額制度	P.13
▼養育費確保の支援	
●こどものための共同養育計画書	P.13
●養育費確保支援補助金	P.14
養育費公正証書等作成経費	
養育費保証契約締結経費	
養育費強制執行申立経費	
●養育費立替支援	P.15
▼子育ての応援	
●保育所の優先入所	P.16
●放課後児童クラブの優先入所	P.16
●子育てヘルパーの派遣	P.17
●子どもショートステイ	P.17
●さいたまファミリー・サポート・センター	P.18
●子育て緊急サポート	P.18

3. 学びを応援! ◆◆◆

▶ 学習支援教室	P.19
▶ 高等学校卒業程度認定試験の合格支援	P.20

4. 仕事を応援! ◆◆◆

▶ ひとり親家庭のための就業支援講習会・医療事務講座	P.20
▶ 高等職業訓練促進給付金の支給 高等職業訓練促進資金の貸付	P.21
▶ 自立支援教育訓練給付金の支給	P.22
▶ ジョブスポット	P.23
▶ マザーズハローワーク・マザーズコーナー	P.23
▶ 埼玉県女性キャリアセンター	P.23
▶ ワークステーションさいたま・再就職チャレンジコーナー	P.24

5. 住まいを応援! ◆◆◆

▶ 市営住宅の抽選における優遇措置	P.24
▶ 県営住宅の抽選における優遇措置	P.25
▶ 民間賃貸住宅の入居支援	P.25
▶ 母子生活支援施設	P.26
▶ ひとり親家庭住宅支援資金の貸付	P.26

6. 交流の場 ◆◆◆

▶ さいたま市母子寡婦福祉会(さいたま市母の会)	P.27
▶ さいたま市子どもの居場所づくり事業	P.27

■ フードパントリー P.28

■ さいたま市における民間団体・企業との連携協定 P.28

- 一般社団法人日本シングルマザー支援協会
- 給付型奨学金(生活協同組合コープみらい)

◆ 問合せ先一覧 P.29 ・さいたまキッズなCity大会宣言 裏表紙

◎本書のほか、子育て応援ブックやさいたま子育てWEBもあわせてご覧ください。



さいたま子育てWEB

制度をご利用の前に

本書は、令和8年8月現在の情報を元に作成しております。また、アクセス先のホームページが変更になる場合がございます。

1. 相談窓口 ◆◆◆

ひとり親家庭就業・自立支援センター

スマートフォンなどで読み込むと
ホームページにアクセスできます。



ひとり親家庭の方の就業や生活に関する相談をお受けします。就業を通して「自立」を目指す方の支援をします。

【相談時間】

月～金曜日、毎月日曜開庁日（祝休日、年末年始を除く）9:00～17:00

【内容】

(1) 就業相談

- ・求職や転職
- ・資格取得や職業訓練
- ・職場の悩み
- ・プログラム策定の実施
- ・その他就業に関すること

(2) 生活相談

【問合せ】

子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター

TEL 048-829-1948 FAX 048-829-1960

※電話、来所によるご相談を受け付けています。

（来所によるご相談の場合、事前にお電話で予約してください。）

子育ての相談

●なんでも子ども相談窓口



概ね15歳までのお子さん、そのご家族・関係者の方から、子どもや家庭に関するあらゆる相談について、お話を伺います。窓口での相談（あいぱれっと1階）は、お子さんと一緒にご利用いただけます。また、予約制でオンライン相談を行っています。

【相談受付時間】

月・火・木・金曜日 9:00～18:30

土・日曜日・祝日（年末年始を除く）9:00～16:30

※水曜休館。水曜が祝日の場合は、翌平日が休館となります。

※オンライン相談は第2・第4火曜日（祝日を除く）1日4枠

【相談先】

子ども家庭総合センターなんでも子ども相談窓口

TEL 048-762-7757 FAX 048-711-8904

〈メール相談〉nandemo-kodomo@city.saitama.lg.jp

通常、ご返信に2、3日いただいております。

〈オンライン相談〉「さいたま市みんなのアプリ」から予約

● 子育て応援ダイヤル



子育てに関する各種制度や地域情報などで「どこに聞いたらいいのかな」と思ったときはお電話ください。子育て支援総合コーディネーターが情報をお調べしたり、必要に応じて専門の機関を紹介します。

【よくある質問の例】

- ・近くに子どもを一時的に預けられる施設はありますか？
- ・サークル活動に参加したいのですが、どんなサークルがありますか？
- ・子どもを遊ばせることができる場所を探しています。

【相談時間】

月～金曜日（祝休日、年末年始を除く）9:00～12:00、13:00～17:00

【問合せ】

TEL 048-829-1943 FAX 048-829-1960

● 子育て不安電話相談



子育ては、毎日様々な出来事が起こり、悩みや心配が尽きないものです。そんなとき、ぜひお電話ください。電話相談員がじっくりお話を聴き、一緒に考えます。

【相談時間】

月～金曜日（祝休日、年末年始を除く）10:00～16:00

【相談専用電話番号】

TEL 048-881-0922

【問合せ】

母子保健課 すこやか支援係

TEL 048-829-1588 FAX 048-829-1960

● 育児相談



お子様がすこやかに育つように、育児に関することやその他心配ごとの相談をお受けします。

【相談先】

各区役所保健センター ⇒P.30

● 家庭児童相談室



子どものしつけや性格、生活習慣、言語、学校生活、非行などに関するご相談を相談員がお受けします。

【相談時間】

月～金曜日（祝休日、年末年始を除く）9:00～17:00（相談員が不在となる場合があります。）

【相談先】

各区役所家庭児童相談室（各区役所支援課こども家庭総合相談係） ⇒P.30

● いじめ問題救済相談室

市内在住または在学する児童または生徒からいじめの相談を受け、解決に向けた支援を行います。本人だけでなく、保護者や関係する大人など、どなたでも相談することができます。

まずは専門の相談員が悩みを聞き、救済が必要な場合は救済の申立てを受け、弁護士等の救済委員が子どもにとって最もよい解決方法を子どもと一緒に考え、解決に向けた支援等を行います。

ひとりで悩まず、まずはお気軽に相談してください。

【相談例】

- ・いじめを受けている。誰にも相談できず、つらい。
- ・学校の先生に相談したけど、解決しない。助けてほしい。
- ・学校内のトラブルで子どもが苦しんでいる。相談したい。

【相談時間】

火曜日・木曜日：17:30～20:00

土曜日：14:00～20:00

※祝日、年末年始を除く

【問合せ】

いじめ問題救済相談室（事務局：子ども・青少年政策課）

電話：子どもフリーダイヤル 0120-510-931（電話代はかかりません）

大人用相談ダイヤル 048-826-5927

メール：kodomo-kyusai-saitama@outlook.jp

生活や仕事の相談

● 福祉まるごと相談窓口



福祉まるごと相談窓口は、生活や仕事、住まいにお困りの方、福祉のさまざまな課題を抱えた方等の相談を包括的に受け止め、相談内容に応じた必要な支援のコーディネートを行う福祉の総合相談窓口です。

【相談内容】

- | | |
|----------|-----------------------------|
| ・自立相談支援 | ・居住支援 |
| ・住居確保給付金 | ・家計改善支援 |
| ・就労準備支援 | ・学習支援（詳細は P.19 「学習支援教室」を参照） |
| ・就労訓練事業 | |

【相談時間】

月～金曜日（祝休日、年末年始を除く）9:00～17:00

（初回のご相談は、16:30までにお越しいただくようお願いします。）

【問合せ】

各区役所福祉課内福祉まるごと相談窓口 ⇒ P.30

法律の相談

●ひとり親家庭のための法律相談



法律知識が必要となる、ひとり親家庭に関するご相談に、月に2回(平日に1回と日曜開庁日)、弁護士が無料でお受けします。(事前のご予約が必要です。)また、8月には各区役所においても、法律相談を実施します。

【相談内容】

- ・離婚に関すること ・親権に関すること ・養育費に関すること
- ・その他法律知識が必要な、ひとり親家庭に関すること

【予約・問合せ】

子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3

●日本司法支援センター埼玉地方事務所(法テラス埼玉)



【相談時間(いずれも祝休日、年末年始を除く)】

(1) 情報提供(電話・面談)

月～金曜日9:00～16:30(面談の受付は16:00までです。)

(2) 無料法律相談(事前予約制)

- ①一般相談(離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産など民事全般)、クレジット・サラ金・借金相談
月～金曜日10:00～12:00、13:00～16:10
- ②外国人相談(外国人の方がかかえる結婚・離婚・相続・労働問題など民事全般)
毎月第2・第4水曜日13:00～16:10
- ③司法書士相談(少額訴訟・敷金問題・オークション詐欺・クレジット・サラ金相談など)
毎週金曜日13:00～16:10
- ④労働相談(不当解雇・賃金未払い・パワハラなどに関する相談)
毎週月曜日10:00～12:00
- ⑤DV相談 毎週木曜日10:00～12:00

【内容】

法的トラブルでお困りの方を対象とした、次の(1)～(2)の相談など

(1) 情報提供

職員が、電話や面談によりお問い合わせの内容に応じた一般的な法制度や手続き、関係機関の相談窓口をご案内します。

(2) 無料法律相談(事前予約制)

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助による無料法律相談をご案内いたします。ご利用にあたっては、資力要件などがございますので、必ず事前にお問い合わせください。

※法律相談は、センターで実施する方式と、契約弁護士の事務所で実施する方式がございます。

【問合せ】

●日本司法支援センター埼玉地方事務所(法テラス埼玉)

TEL 0570-078312(IP電話からは0503383-5375にお電話ください。)

月～金曜日(祝休日、年末年始を除く)9:00～17:00

●日本司法支援センター(法テラス・サポートダイヤル)

TEL 0570-078374(IP電話からは03-6745-5600にお電話ください。)

月～金曜日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00(いずれも祝休日、年末年始を除く)

養育費と親子交流の相談

● 養育費・親子交流相談支援センター



離婚によって夫婦の関係は切れても、親と子の関係は切れません。どちらの親にも子どもを養育し、幸せにする責任があります。離婚後の子どもの生活基盤をどう確保するか、父母としてどう協力し合うか、話し合っ、て、取り決めましょう。

(1) 養育費

【養育費の取決め方】

① 双方の話合いで決める

養育費は、父母が離婚する前にきちんと話し合っ、て決めておくことが大切です。取り決めた内容は、お近くの公証役場で強制執行認諾文言の入った公正証書にすることができます。

② 調停で決める

双方の話合いで決まらない場合は、離婚調停の中で養育費の取決めができます。また、協議離婚後に養育費の申立てをすることができます。この場合、まとまらない時は審判で金額が決められます。

※養育費については、公正証書や調停、審判、裁判などで決めた金額が支払われない場合、給与や銀行口座などを差押えるために民事執行の手続を申し立てることができます。

【養育費の算定】

父母が話し合っ、お互いに納得できる金額を決めることが大切です。養育費の目安額については、父母の年収、子どもの数、子どもの年齢を基準に計算された「養育費算定表」が参考になります。この「養育費算定表」は裁判所や養育費・親子交流相談支援センターのホームページなどで紹介されています。

(2) 親子交流

【親子交流の方法】

親子交流の方法には、父母が話し合っ、て決めた場所に子どもが出かける（連れて行く）方法、別居親が迎えに来る（訪問する）方法、宿泊を伴う方法などがあります。いずれも、子どもの年齢、健康状態、生活状況などを考慮して無理のないように決めることが大切です。

【取決めの方法】

親子交流を行う際に取り決めておく必要があるのは、面会の時期、方法、回数、親同士が守らなければならないルールなどです。また、送り迎えについて誰が、どこで、どのようにするかについてもできるだけ具体的に決めておいたほうがよいでしょう。取決め内容は、父母が話し合っ、て決めるのが一番ですが、それができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

【相談先】

養育費・親子交流相談支援センター（養育費と親子交流について電話とメールで相談を受けています。）

〈電話相談〉 月～金曜日（水を除く） 10:00～20:00 水曜日 12:00～22:00

土曜日・祝日 10:00～18:00

TEL 0120-965-419（携帯電話は使えません。）

03-3980-4108（ご希望により当センターが電話をかけなおしています。）

〈メール相談〉 info@youikuhj.or.jp（迷惑メール拒否設定をされている方は、受信設定をしてください。）

悩み相談

● 女性の悩み電話相談



女性の生き方、家族の問題、職場や近隣の人間関係などについて、女性相談支援員が相談に応じます。

【相談先】

男女共同参画相談室

月～金曜日10:00～20:00 土・日曜日・祝休日10:00～16:00 (年末年始を除く)

TEL 048-711-6650

女性の相談室 10:00～17:00

浦和区役所 月・火・水・金曜日(祝休日、年末年始を除く) TEL 048-829-6129

中央区役所 火・金曜日(祝休日、年末年始を除く) TEL 048-840-6132

岩槻区役所 月・水曜日(祝休日、年末年始を除く) TEL 048-790-0158

【問合せ】

さいたま市男女共同参画相談室

TEL 048-711-5739

● 男性の悩み電話相談



男性の生き方、家族の問題、職場や近隣の人間関係などについて、男性の公認心理師などが相談に応じます。

【相談時間】

毎月第2・第4日曜日(祝休日、年末年始を除く) 13:00～16:00

【相談専用電話番号】

TEL 048-711-6101

● ひとり親家庭等訪問相談



ひとり親の方を対象に、専門の相談員が自宅に訪問し、就職、家計管理、子どものしつけ、家事や健康管理などの様々な相談をお受けします。

【対象】

利用申請時にさいたま市にお住まいのひとり親家庭等の父母または養育者

【申請】

利用申請書と必要書類をご提出ください。

【問合せ】

子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3

2. 生活を応援！◆◆◆

▶ 児童扶養手当の支給



父親や母親がいない家庭や父親または母親に一定以上の障害がある場合、父親、母親または父母に代わって児童を養育している方(外国人の方も可)に支給されます。(所得制限があります。)

【対象】

次のいずれかの条件に該当する児童を養育している父母または養育者

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定以上の障害の状態にある児童
- ・父または母が1年以上遺棄している児童
- ・父または母が裁判所からの保護命令を受けた児童
- ・父または母が1年以上^{こうきん}拘禁されている児童
- ・母が未婚で^{かいたい}懐胎した児童
- ・その他の理由で父または母がいない児童

※児童とは、18歳に達した日の属する年度の3月31日までの方および20歳未満で一定以上の障害のある方です。

【支給額】

11,340円～48,050円 児童数2人目以降は、5,680円～11,350円を加算

※いずれも所得に応じた支給額となります。

※詳細はホームページをご覧ください。

【問合せ】

各区役所支援課児童福祉係 ⇒P.29

▶ JR通勤定期乗車券の割引制度



児童扶養手当を受給している世帯の方がJRで通勤している場合、通勤定期乗車券を3割引で買える制度です。(学割など他の割引とは併用できません。)

【手続き】

市で交付された特定者資格証明書と特定者用定期乗車券購入証明書をお持ちになり、JR定期券販売窓口にて定期券を購入してください。

【問合せ】

各区役所支援課児童福祉係 ⇒P.29

▶ ひとり親家庭等医療費の支給



病気やけがで医療機関にかかった場合、その医療費の一部を支給します。(所得制限があります。)

【対象】

次のいずれかの条件に該当する児童と、それぞれの父または母もしくは養育者

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定以上の障害の状態にある児童
- ・父または母が1年以上遺棄している児童
- ・父または母が裁判所からの保護命令を受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁^{こうきん}されている児童
- ・母が未婚^{かいたい}で懐胎した児童
- ・その他の理由で父または母がいない児童

※児童とは、18歳に達した日の属する年度の3月31日までの方および20歳未満で一定以上の障害のある方です。

【支給範囲】

- ・健康保険各法の規定による一部負担金（保険診療分）の全額

※ただし、健康保険から高額療養費が支給されるときは、その額については支給対象になりません。

※文書料、薬の容器代、予防接種代、健康診断料、差額ベッド代、保険外併用療養費の初診料など、保険診療とならないものは支給対象となりません。

※入院時の食事療養標準負担額等は支給されません。

※交通事故やけんか、仕事中のけが、学校管理下における病気やけが（スポーツ振興センターの災害共済給付）など、他の制度から医療費が支給される場合は、支給対象となりません。そのため、ひとり親家庭等医療費と他の制度を重複して利用した場合には、さいたま市が支給した医療費を返還していただく必要があります。

【手続き】

医療費の支給を受けるには登録申請し、ひとり親家庭等医療費受給資格証の交付を受ける必要があります。ひとり親家庭の条件に該当した日や転入の翌日から15日以内に登録申請をしてください。

※15日を経過しても登録申請できますが、支給の開始日が登録申請日からとなりますのでご注意ください。

【問合せ】

各区役所保険年金課福祉医療係 ⇒P.29

ひとり親家庭児童就学支度金の支給



お子さんが中学校に入学する際に、入学準備に必要な経費の一部を助成します。申請期限など、詳細はホームページをご覧ください。

【対象】

次の全てを満たす、ひとり親家庭の父母または養育者

- ・養育している児童が翌年度4月に中学校入学予定
- ・市民税非課税世帯（生活保護受給世帯を除く）

【支給額】

対象児童1人につき10,000円

【問合せ】

各区役所支援課児童福祉係 ⇒P.29

低所得の子育て家庭児童進学支援金



低所得の子育て家庭等の児童の進学に向けた経済的支援を行うため、模試費用や受験料を助成するとともに、大学等入学時に入学一時金を助成します。

【対象】

次の全てを満たす方

- ・申請年度のさいたま市学習支援教室に登録している中学3年生、高校3年生の児童を養育している世帯
- ・児童扶養手当全額受給世帯または住民税非課税世帯

【支給額】

- ・模試費用(上限額) 中学3年生6,000円、高校3年生8,000円
 - ・受験料(上限額) 高校3年生53,000円
 - ・入学一時金 高校3年生250,000円
- ※申請年度に支払った模試費用・受験料が対象です。

【問合せ】

子育て支援課支援係 TEL 048-829-1271 FAX 048-829-1960

母子父子寡婦福祉資金の貸付



母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。なお、緊急資金ではありません。

※申請の前に事前相談が必要です。※借換のための資金として利用できません。

【対象】

- (1) 20歳未満の子を扶養している母子家庭の母および父子家庭の父(原則として生計中心者)で、次のいずれかに該当する方
 - ①配偶者が死亡または配偶者と離婚し、現に結婚していない方
 - ②配偶者の生死が不明、または配偶者から1年以上遺棄されている方
 - ③配偶者が外国にいるため、その扶養を受けることができない方
 - ④配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって働けない方
 - ⑤配偶者が法令により拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
 - ⑥婚姻によらないで母または父となり、現に結婚していない方
- (2) 父母のいない、20歳未満の子
- (3) 寡婦(かつて母子家庭の母であった方で、現在も(1)①～⑥のいずれかに該当する方)
- (4) 離婚などで配偶者のいない40歳以上の女性であって、(1)または(3)以外の方(現在子を扶養していない場合、所得制限があります。)
- (5) (1) および(3)に該当する方の子(修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金のみ)

【貸付制度一覧】

就学支度資金	子の入学、または修業施設への入所に必要な入学金、被服等を購入するための費用等
修学資金	子が高等学校、大学等で学ぶための授業料、書籍代等
修業資金	子が起業または就職するのに必要な知識等を習得するための資金

就職支度資金	母、父、寡婦または20歳未満の子の就職に際して必要な被服等を購入するための資金
技能習得資金	母、父または寡婦が自ら事業を開始、または就職するために必要な知識・技能を習得するための資金
医療介護資金	(医療分) 母、父、寡婦または20歳未満の子に係る医療費の自己負担分、通院に要する交通費等。ただし治療期間1年以内。 (介護分) 母、父、寡婦が介護を受けるために必要な資金。ただし、介護期間1年以内。
生活資金	次の期間の生活を維持するのに必要な資金 ①母、父または寡婦が技能習得している間 ②母、父または寡婦が医療または介護を受けている間 ③母、父または寡婦が失業中で離職してから1年未満 ④母が母子家庭または父が父子家庭になり7年未満 ⑤母または父が、家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで所得が減少している間 (ただし、貸付期間1年以内)
転宅資金	母、父または寡婦が住宅の移転に際して必要な敷金、運送費等の資金
住宅資金	母、父または寡婦が住宅を建設、購入、保全、改築、増築するために必要な資金
事業開始資金	母、父または寡婦が事業を開始するのに必要な設備費および什器・機械等 じゅうき を購入するための資金
事業継続資金	母、父または寡婦が現在営んでいる事業に必要な商品・材料を購入するなど、事業を継続するために必要な資金
結婚資金	子の結婚に必要な資金

【申請】

申請先は各区役所支援課ですが、事前にひとり親家庭就業・自立支援センターにお問い合わせください。資金ごとに要件があり、生活状況や返済能力を調査・審査します。

※ひとり親家庭就業・自立支援センターには、母子・父子自立支援員およびひとり親家庭就業・生活相談員がおり、母子父子寡婦福祉資金に関するご相談に応じます。

【問合せ】

子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3

就学援助制度



小学校または中学校へ通う児童生徒の学用品の購入や学校給食費の支払いでお困りのご家庭に対し、その費用の一部を援助します。(申請には期限があります。)

【対象】(申請後に審査があります。)

- (1) 生活保護が停止または廃止になった家庭
- (2) 市民税が非課税である家庭
- (3) 個人事業税の減免を受けている家庭

- (4) 災害などにより自己の居住財産の固定資産税の減免を受けている家庭
- (5) 国民年金の保険料が免除されている家庭
- (6) 国民健康保険の保険税が減免されている家庭
- (7) 児童扶養手当を受給している家庭(児童手当・特別児童扶養手当とは異なります。)
- (8) 生活福祉資金の貸付を受けている家庭
- (9) 失業中で雇用保険受給資格がある家庭
- (10) (1)～(9)以外で、生活保護にはならないが、経済的な理由により児童生徒を学校に通わせることが困難である家庭

【支給内容】

学用品費等、入学準備金、新入学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)発行費、オンライン学習通信費

【問合せ】

教育委員会学校教育課学事課教育費支援係

TEL 048-829-1647 FAX 048-829-1990

水道料金・下水道使用料の減額制度



お申込みにより水道料金・下水道使用料を減額または免除する制度です。一部減額制度が適用できない場合もあります。

- ・水道料金・・・1か月につき979円(税込)を減額します。
- ・下水道使用料・・・1か月につき最大919円60銭(税込)まで減額します。また、生活保護法により生活扶助を受給されている方は免除します。

【対象】

生活保護法により生活扶助を受給されている方、市民税・県民税が非課税の世帯、児童扶養手当を受給されている方

※水道料金についてお申込みいただくと、下水道使用料についての手続きが不要となります。

【問合せ】

水道局電話受付センター TEL 048-665-3220 FAX 048-665-5536

養育費確保の支援

● こどものための共同養育計画書



「共同養育」とは、父母の双方が適切な形でこどもに対する責任を果たすことをいいます。子育ての取決めは、こどもの声に耳を傾けながら、こどもにとって一番良い形を選ぶ必要があります。取決めの内容について、原則的な形はありませんので、実際の状況に応じて、こどもの利益の観点から、ぜひ「共同養育計画書」を作成してください。

法務省ウェブページに、共同養育計画書の様式やさまざまな文例が掲載されていますので、ご活用ください。

● 養育費確保支援補助金

養育費に係る債務名義取得や養育費保証契約、不払い養育費に対する強制執行申立等に要する経費を補助します。



(1) 養育費公正証書等作成経費

養育費に関する公正証書など（強制執行認諾付公正証書、調停調書など）を作成する際にかかる本人負担費用を補助します。

【対象】

補助金交付申請時にさいたま市にお住まいのひとり親家庭の父母で、次の要件を全て満たす方

- ・養育費の取決めに係る経費を負担したこと
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ・養育費の取決めの対象となる児童（20歳未満）を扶養していること
- ・過去に本補助金の交付を受けたことがないこと

【対象経費】

養育費の取決めに規定した公正証書等の作成経費のうち、以下の費用

- ・公証手数料令に定められた公証手数料
- ・調定の申立てや裁判用の収入印紙代
- ・戸籍謄本等、公的書類の作成に必要とされた添付書類取得費用
- ・公的機関が求めた連絡用の郵便切手代

【補助額】

対象経費全額（上限4万3千円）で予算の範囲内

【交付申請】

公正証書等の作成日の翌日から起算して6か月以内に、補助金交付申請書と必要書類を提出してください。

【問合せ】

子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3



(2) 養育費保証契約締結経費

保証会社と養育費保証契約※を締結する際に負担する費用（保証料）を補助します。

※養育費保証契約とは、養育費の支払義務者が受取権利者に支払うべき養育費を、保証会社が受取権利者に対して保証する契約のことです。

【対象】

補助金交付申請時にさいたま市にお住まいのひとり親家庭の父母で、次の要件を全て満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にあること
- ・養育費の取決めの対象となる児童（20歳未満）を扶養していること
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- ・過去に本補助金の交付を受けたことがないこと

【対象経費】

養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用

【補助額】

対象経費と月額養育費と5万円のうち少ない額を選定し、予算の範囲内

【交付申請】

養育費保証契約締結日の翌日から起算して6か月以内に、補助金交付申請書と必要書類を提出してください。

【問合せ】

子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3



(3) 養育費強制執行申立経費

養育費を受け取るべき人が裁判所でする差押え等の手続の費用を補助します。

【対象】

補助金交付申請時にさいたま市にお住まいのひとり親家庭の父母で、次の要件を全て満たす方

- ・養育費の差押え等の手続に係る費用を負担していること
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ・養育費の取決めの対象となる児童（債務名義に記載された現に養育費の対象となる者）を現に扶養していること
- ・過去に本補助金の交付を受けたことがないこと

【対象経費】

差押え等の手続に係る費用のうち、以下の費用

- ・強制執行の申立てに要する収入印紙代
- ・裁判所に提出する戸籍謄本等添付書類取得費用
- ・裁判所に書類を提出する際に要する郵便費用
- ・未払い養育費強制執行申立に要する弁護士等委任費用（着手金に限る。）

※ただし、強制執行申立の結果、債務者から支払を受けた場合は当該費用の支給は行わない。

【補助額】

対象経費全額（上限15万円）で予算の範囲内

【交付申請】

裁判所において差押え等の申立てが受理された日の翌日から起算して6か月以内（法テラスから実費の立替えを受けている場合にあっては、法テラスから援助の終結決定がされた日の翌日から起算して6か月以内）に、補助金交付申請書と必要書類を提出してください。

【問合せ】

子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3



● 養育費立替支援

養育費が支払われないときに、支払義務者に対して、市が働きかけをし、それでも支払いがない場合に、市が立替払いをした上で、支払義務者に対して督促をします。

【対象】

申請時にさいたま市にお住まいのひとり親家庭の父母で、次の要件を全て満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にあること
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ・養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること
- ・前月分の養育費を受け取れていないこと
- ・過去に本事業の申込みをしたことがないこと

【立替額】

児童1人当たり上限月額5万円とし、最大3か月分で予算の範囲内

【問合せ】

子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3

子育ての応援

● 保育所の優先入所



保護者の仕事や病気などにより、家庭での保育が困難な場合に、保護者に代わって保育サービスを提供します。

【選考における優遇措置】

利用を希望する保育施設の利用可能人数を超えて申込みがあった場合は、保護者の勤務時間、現在の児童の保育状況などにより保育指数を決定し、その保育指数の高い方から利用が内定します。

※ひとり親家庭に該当する場合、保育の必要性が高いことから、保育指数を高く設定することで配慮しております。

【利用者負担額】

世帯の市民税所得割額の合計が77,101円未満（年収約360万円未満相当）のひとり親世帯等で、児童が保育所などに在籍している場合、兄弟姉妹の年齢に関わらず、第1子の利用者負担額は半額（一部半額以下に軽減）、第2子以降の利用者負担額は無料となります。

※ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者など特に困窮していると市町村の長が認めた世帯）を指します。

【問合せ】

各区役所支援課児童福祉係 ⇒P.29

● 放課後児童クラブの優先入所



保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供します。

【選考における優遇措置】

入室を希望する方が各放課後児童クラブの定員（年度途中においては空き人数）を超え、選考になった場合、入室を必要とする理由（勤務時間、勤務日数など）や世帯状況などを指数化し、その指数が高い方から入室となります。

※ひとり親家庭に該当する方は入室の必要性が高いことから、指数を高く設定することで配慮しております。

【問合せ】

公設放課後児童クラブ・・・各区役所支援課児童福祉係 ⇒P.29

民設放課後児童クラブ・・・各放課後児童クラブ

(子育て応援ブックやさいたま市ホームページをご覧ください。)

● 子育てヘルパーの派遣



保護者の在宅時にホームヘルパーを派遣し、家事・育児援助を行います。

【対象】

妊娠中の方、1歳未満のお子様を養育する保護者、および1歳から小学6年生までのお子様を養育する体調不良の保護者で、日中、育児等を行う方が他にいない世帯

【費用】

利用者の世帯区分	利用料
生活保護世帯	無料
市民税非課税世帯 ひとり親家庭等医療費受給世帯	250円／時間
その他の世帯	500円／時間

【問合せ】

子育て支援課支援係

TEL 048-829-1271 FAX 048-829-1960

● 子どもショートステイ



小学6年生までのお子様を養育している保護者が、病気・介護などの理由により、一時的にお子様の養育が困難となった場合、市と契約した乳児院・児童養護施設・ファミリーホームで一定期間お子様をお預かりします。(施設の定員に空きがないなど、お預かりできない場合もあります。)

【1日当たりの利用料】

利用者の世帯区分	2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯 市民税非課税世帯のひとり親家庭	無料	無料
市民税非課税世帯 ひとり親家庭、養育者家庭	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

【問合せ】

各区役所支援課こども家庭総合相談係 ⇒P.29

● さいたまファミリー・サポート・センター



保育所や放課後児童クラブなどへの送迎や、保育開始前や終了後に、援助してくれる会員（提供会員）の自宅でお子様をお預かりします。※利用にあたっては、事前登録が必要です。

【対象】

小学6年生までの児童

【費用】

1時間あたり500円（月～土曜日7:00～19:00）

1時間あたり600円（日曜日、祝休日、年末年始および上記以外の時間）

※以下のいずれかに該当する方は利用料の助成が受けられます。

- ①児童扶養手当受給世帯及び世帯の状況がそれと同程度にある世帯の方
- ②18歳到達後の最初の年度末までの児童を3人以上扶養している世帯の方
- ③18歳到達後の最初の年度末までの多胎児童を扶養している世帯の方
- ④育児と扶養義務者の介護を同時に行っている世帯の方
- ⑤会員本人、会員の配偶者又は扶養している20歳到達後の最初の年度末までの児童が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている世帯の方

【受付時間】

月～土曜日（祝休日、年末年始を除く）9:00～17:30

【問合せ】

TEL 048-814-1415 FAX 048-814-1416

● 子育て緊急サポート



病児・病後児の預かりや宿泊を伴う預かり、急を要するお子様の送迎や預かりなどをサポート会員が行います。

【援助活動の内容】

- ・病児、病後児の預かり ※病児、病後児については事前の受診が必要です。
- ・宿泊を伴う預かり
- ・発熱などで学校や保育施設からの急な呼び出しがあった時の送迎や預かり
- ・保護者の体調不良など急な子どもの預かり など

【対象】

小学6年生までの児童

【費用】

- ・基本時間 8:00～20:00 1時間あたり800円(左記時間外 1時間1,000円)
- ・宿泊を伴う預かり 1泊10,000円(18:00～翌9:00まで。食事代含む)
- ・その他援助に関わる交通費などは実費精算

※以下のいずれかに該当する方は利用料の助成が受けられます。

- ①児童扶養手当受給世帯及び世帯の状況がそれと同程度にある世帯の方
- ②18歳到達後の最初の年度末までの児童を3人以上扶養している世帯の方
- ③18歳到達後の最初の年度末までの多胎児童を扶養している世帯の方
- ④育児と扶養義務者の介護を同時に行っている世帯の方
- ⑤会員本人、会員の配偶者又は扶養している20歳到達後の最初の年度末までの児童が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている世帯の方

【受付時間】

月～日曜日(年末年始を除く) 7:00～20:00

【問合せ】

緊急サポートセンター埼玉 TEL 048-297-2903 FAX 050-3488-0147

3. 学びを応援! ◆◆◆

◆ 学習支援教室



中学生および高校生などを対象とした学習支援教室を開催し、学校の学習や受験勉強をサポートします。また、進学に向けたご相談のほか、保護者からの子育てに関するご相談にも応じます。

※毎年お申込みが必要です。

【対象】

- ・生活保護を受給している世帯の中学生および高校生
- ・児童扶養手当を全額受給している世帯の中学生および高校生
- ・福祉まるごと相談窓口を利用している世帯の中学生および高校生

※小学生については、5年生および6年生が対象です。詳しくはお問い合わせください。

【開催場所】

- ・学習支援教室 11会場(各区で1会場(見沼区は2会場))
- ・進学応援教室 2会場(大宮区・浦和区)

※原則、自宅から最も近い会場で参加していただきます。

【開催日時(土・日曜日、祝休日、年末年始を除く)】

各会場で週2回、開催しています。開催日時についてはお問い合わせください。

【問合せ】

(生活保護受給世帯および福祉まるごと相談窓口利用世帯の方)

福祉局生活福祉部生活福祉課自立支援係

TEL 048-829-1846 FAX 048-829-1961

(児童扶養手当全額支給世帯の方)

子育て支援課 ⇒P.29

▶ 高等学校卒業程度認定試験の合格支援



ひとり親家庭の父、母またはその子が、高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）を受験する際に受講する講座の経費の一部を支給します。（講座申込前の事前相談が必要です。）

【対象】

ひとり親家庭の父、母またはその子（20歳未満）で、次の要件を満たす方

- ・さいたま市において、ひとり親家庭等自立支援プログラムの策定等を受けている方
- ・高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方
- ・高等学校卒業者および大学入学資格検定、高卒認定試験合格者など、既に大学入学資格を取得している者でない方

【支給額】

- (1) 受講開始時給付金・・・経費の40%（上限：通信制10万円・通学制20万円）
 - (2) 受講修了時給付金・・・経費の50%（上限：(1)と併せて通信制12万5千円・通学制25万円）
 - (3) 合格時給付金・・・経費の10%（上限：(1)・(2)と併せて通信制15万円・通学制30万円）
- ※ (1)・(2)は給付金が4千円を超えない場合は、支給対象外になります。

【事前相談】

講座申込前に、ひとり親家庭就業・自立支援センターへ電話予約のうえご相談ください。

※事前相談をしないで講座申込した場合、給付金は支給されませんので、ご注意ください。

【問合せ】

子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3

4. 仕事を応援！ ◆◆◆

▶ ひとり親家庭のための就業支援講習会・医療事務講座

ひとり親家庭の就業・自立を促進するため、パソコン講座や就職支援セミナーなどの就業支援講習会や、医療事務講座を行います。

【日程・応募締切】

日程などの情報は市報さいたま、さいたま市ホームページに掲載します。詳しくはそちらをご覧ください。

【講座内容】

講座内容は一例です。詳しくはさいたま市ホームページなどをご覧ください。

(1) 就業支援講習会

Word・Excel・PowerPointの習得を目指します。

また、効果的な履歴書の書き方、面接作法などについて学びます。

(2) 医療事務講座

医療事務の資格取得を目指します。



【費用】

無料

【問合せ】

子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3

高等職業訓練促進給付金の支給



経済的自立に効果的な資格を取得するため、修業期間6か月以上の学校に通う場合に高等職業訓練促進給付金を支給します。(事前相談が必要です。)

※雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座に限ります。

(1) 高等職業訓練促進給付金

上限を4年とし、支給する給付金です。(支給期間には条件があります。)

(2) 修了支援給付金

養成機関の卒業時、支給される給付金です。

【対象】

ひとり親家庭の父または母で次の要件を全て満たす方

- ・さいたま市内にお住まいの方
- ・児童扶養手当を受給しているか、または同等の所得水準の方
- ・養成機関において、カリキュラムを修了後に対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業または育児と修業の両立が困難であることや資格取得後の就業が効果的に図られると認められる方
- ・以前に高等職業訓練促進給付金(高等技能訓練促進費)を受けたことがない方
- ・求職者支援制度における職業訓練受講給付金や、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付金など、趣旨を同じくする給付を受けていない方

【支給額】

(1) 高等職業訓練促進給付金(最後の12か月は増額されます。)

市民税非課税世帯(同居の扶養義務者を含む) 月額100,000円

市民税課税世帯(同居の扶養義務者を含む) 月額 70,500円

(2) 修了支援給付金

市民税非課税世帯(同居の扶養義務者を含む) 50,000円

市民税課税世帯(同居の扶養義務者を含む) 25,000円

【対象資格】

看護師、准看護師、助産師、保育士、作業療法士、歯科衛生士、臨床検査技師、美容師、調理師、教育職員など

【事前相談】

事前相談では、資格取得への意欲や能力、資格の取得見込み、現在の生活状況などをお伺いし、支給の必要性について審査します。申請にあたっては、事前相談を必ず受けていただく必要があります。ひとり親家庭就業・自立支援センターへ電話予約のうえ、ご相談ください。

※ご相談の結果、支給の必要性がないと判断する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ】

子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3

高等職業訓練促進資金の貸付



高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金の貸付けを行います。(事前相談が必要です。)

【対象】

ひとり親家庭の父または母で次の要件を全て満たす方

- ・さいたま市内にお住まいの方
- ・高等職業訓練促進給付金の支給決定を受けている方
- ・養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、埼玉県内および近隣の都県（東京都、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県）の区域において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き、当該業務に従事する意思を有している方
- ・同種の資金を借り受けていない方、および同種の給付金を受けていない方

【貸付額】

- ・入学準備金 養成機関への入学時の経費として50万円以内を貸付（入学後の振込となります。）
- ・就職準備金 養成機関を修了し、資格を取得した場合、就職時の経費として20万円以内を貸付

【返還免除】

養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、指定の区域において、取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事したとき、貸付金の返還を免除します。

【問合せ】

子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3

さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課

TEL 048-835-5281 FAX 048-835-5282

自立支援教育訓練給付金の支給



ひとり親家庭の自立の促進を図るため、教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給します。(講座申込前の事前相談が必要です。)

【対象】

ひとり親家庭の父または母で次の要件をすべて満たす方

- ・さいたま市内にお住まいの方
- ・さいたま市において、ひとり親家庭等自立支援プログラムの策定等を受けている方
- ・教育訓練を受けることが適職につくために必要と認められる方
- ・以前にひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を受けたことがない方

【支給額】

講座を修了した場合、対象講座の受講料の60%（専門実践教育訓練を受講の方は条件により85%）を支給します。（給付金には上限と下限があります。）

なお、ハローワークから「教育訓練給付金」が支給される場合は、条件により支給額が異なります。

【対象講座】

雇用保険法の教育訓練給付指定講座

【事前相談】

対象講座の申込前に、ひとり親家庭就業・自立支援センターへ電話予約のうえ、ご相談ください。事前相談をしないで講座申込した場合、給付金は支給されませんので、ご注意ください。

【問合せ】

子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3

ジョブスポット



さいたま市では、各区役所にジョブスポットを設置し、職業相談、職業紹介を行っているほか、求人情報の検索もできます。

【相談時間】

月～金曜日（祝休日、年末年始を除く）9:00～17:00（受付は16:00まで）

【対象】

児童扶養手当を受給されている方

【問合せ】

各区役所内ジョブスポット ⇒P.30

マザーズハローワーク・マザーズコーナー



子育てをしながら就職を希望されている方へ各種支援や情報提供を行います。キッズコーナーを設置していますのでお子様連れでも安心してご利用いただけます。ご自宅からのオンライン相談も受付しております。

(1) マザーズハローワーク大宮

【場所】

さいたま市大宮区桜木町1-9-4 エクセレント大宮ビル4F（ハローワークプラザ大宮内）
※JR大宮駅（西口）徒歩5分

【利用時間】

月～金曜日（祝休日、年末年始を除く）9:00～17:00

【問合せ】

TEL 048-856-9500

(2) 埼玉しごとセンター マザーズコーナー

【場所】

さいたま市南区沼影1-10-1 ラムザタワー3F ※JR武蔵浦和駅（西口）徒歩3分

【利用時間】

月～金曜日（祝休日、年末年始を除く）10:00～19:00

【問合せ】

TEL 048-826-5049

埼玉県女性キャリアセンター



働く女性・働きたい女性を支援するため、セミナーや相談、職業紹介を無料で実施しています。オンラインでの相談やオンデマンドセミナーもありますのでぜひご利用ください。

【場所】

さいたま市中央区新都心2-2 ホテルブリランテ武蔵野4F（埼玉県男女共同参画推進センター内）
※JRさいたま新都心駅徒歩5分、JR北与野駅徒歩6分

【利用時間】

月～土曜日 9:30～17:30 (面談相談、各種セミナー、求人検索機利用)

10:00～17:00 (紹介状の発行)

月～金曜日10:00～16:30 (電話相談) ※11:30～12:30を除く

(いずれも日曜、祝日、毎月第3木曜日、12/29～1/3、臨時休館日を除く)

【問合せ】

TEL 048-601-5810

【電話相談】

TEL 048-601-1023

【その他】

託児あり・有料 (300円/人)

ワークステーションさいたま・再就職チャレンジコーナー



子育て世代を始めとする求職者の就職に関する多様なニーズに応えるため、子育てと仕事の両立についてのアドバイス、託児サービスが付いたセミナーやワークショップなどを開催しています。

※「さいたま市」と「埼玉労働局」が協働運営する就労支援施設です。

【場所】

さいたま市浦和区北浦和3-3-1 (北浦和インフォメーションセンター内) ※JR北浦和駅東口すぐ

【利用時間】

月～金曜日 (祝休日、年末年始を除く) 9:00～17:00 ※電話予約・問合せは9:00～18:00

※土曜日に一部セミナー開催あり

【予約・問合せ】

TEL 048-823-8100

5. 住まいを応援! ◆◆◆

市営住宅の抽選における優遇措置

さいたま市
住宅政策課



埼玉県
住宅供給公社



【募集方法】

年3回 (4月、8月、12月) 定期募集を行い、抽選および資格審査により入居者を決定します。

【抽選における優遇制度】

ひとり親世帯は、抽選における当選確率が優遇される場合があります。

【問合せ】

建設局建築行政部住宅政策課

TEL 048-829-1521 FAX 048-829-1982

埼玉県住宅供給公社 市町村営住宅課

TEL 048-829-2878 FAX 048-825-1822

県営住宅の抽選における優遇措置



【募集方法】

年4回(1月、4月、7月、10月)定期募集を行い、抽選で入居者を決定します。

※定期募集とは別に、先着順の随時募集を行うことがあります。

【抽選における優遇制度】

母子世帯および父子世帯は、当選確率が上がる優遇抽選制度の対象となります。

※一部の住宅種別を除きます。

【問合せ】

埼玉県住宅供給公社 月～金曜日(祝休日、年末年始を除く) 8:30～17:15

県営住宅課 TEL 048-829-2875 FAX 048-825-1822

大宮支所 TEL 048-645-1772 FAX 048-645-6067

川越支所 TEL 049-227-6408 FAX 049-233-5353

熊谷支所 TEL 048-524-7963 FAX 048-524-9769

岩槻支所 TEL 048-794-7146 FAX 048-794-4929

住まい相談プラザ ※年末年始除き年中無休 10:00～18:30(受付は18:00まで)

TEL 048-658-3017 FAX 048-642-6890

民間賃貸住宅の入居支援

(1) さいたま市入居支援制度



民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、「公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会」と協定を結び、情報提供等の入居支援を行う制度です。

※家賃補助制度ではありません。

【対象】

ひとり親世帯、子育て世帯(高校生相当の年齢以下を養育している世帯)

※家賃の支払い能力のある方が対象となります。

【問合せ】

建設局建築行政部住宅政策課 TEL 048-829-1520 FAX 048-829-1982

(2) 埼玉県あんしん賃貸支援事業(あんしん賃貸住まいサポート店)



子育て世帯などが、民間賃貸住宅に入居する際、物件探しに協力してもらえる不動産店を紹介する制度です。 ※家賃補助制度ではありません。

【対象】

子育て世帯(小さい子どもがいる世帯またはひとり親世帯)

【問合せ】

埼玉県住宅課 TEL 048-830-5573 FAX 048-830-4888

埼玉県住まい安心支援ネットワーク事務局 TEL 048-829-2865

(3) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)



ひとり親世帯、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅です。

【対象】

ひとり親世帯、子育て世帯(高校生相当の年齢以下を養育している世帯)

※物件ごとに入居対象者の範囲・条件が異なります。

【登録住宅一覧】

セーフティネット住宅情報提供システム



【問合せ】

建設局建築行政部住宅政策課 TEL 048-829-1520 FAX 048-829-1982

(4) 居住支援法人



ひとり親世帯、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどのサポートをする法人です。

【対象】

ひとり親世帯、子育て世帯(高校生相当の年齢以下を養育している世帯)

【問合せ】

建設局建築行政部住宅政策課 TEL 048-829-1520 FAX 048-829-1982

母子生活支援施設



母子家庭の母が生活上の問題のため、児童の養育を十分にできない場合に、児童と一緒に生活できる施設です。世帯の自立を促進するため、母子支援員や少年指導員が母の援助、児童の養育などの援助を行います。

【対象】

配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情のある女子およびその者の監護すべき児童

【費用】

所得に応じて一部負担あり

【問合せ】

各区役所支援課こども家庭総合相談係 ⇒P.29

ひとり親家庭住宅支援資金の貸付



ひとり親家庭等自立支援プログラムを策定し、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、入居している住宅の家賃の一部の貸付けを行います。(事前相談が必要です。)

【対象】

ひとり親家庭の父または母で次の要件を全て満たす方

- ・さいたま市内にお住まいの方
- ・児童扶養手当を受給している方または同等の所得水準の世帯
- ・さいたま市において、ひとり親家庭等自立支援プログラム策定を受けている方

【貸付額】

入居している住宅の家賃の実費（月額上限7万円） 上限12か月

※住居確保給付金等を利用している方はその相当額を差し引いた額を上限に貸し付けます。

【返還免除】

就業していない方が住宅支援資金の貸付けを受けた日から1年以内に就職し、1年間引き続き就業を継続したときや、就業している方が貸付けを受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したとき、貸付金の返還を免除します。

【問合せ】

子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター ⇒P.3

さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課

TEL 048-835-5281 FAX 048-835-5282

6. 交流の場 ◆◆◆

▶さいたま市母子寡婦福祉会（さいたま市母の会）

「さいたま市母子寡婦福祉会」は、さいたま市にお住まいの母子家庭、寡婦、父子家庭の皆さんのために設立した会です。

【主な活動内容】

- ・会員同士の交流、親睦を深めるためのレクリエーション事業の実施
全体事業として、日帰りイベントや新年会があります。
そのほかさいたま市母子寡婦福祉会では、東支部、南支部、北支部の3支部で活動があります。
交流会、フルーツ狩り、食育健康教室、クリスマス会、小中学校入学のお祝いなど

【会費】

年会費800円（毎年度ごと）

【問合せ】

さいたま市母子寡婦福祉会事務局 saitamaichigonokai@gmail.com

▶さいたま市子どもの居場所づくり事業



全ての子ども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、地域社会の中で多様な体験・活動・交流を通じて、健全に育成できる環境づくりを推進するため、NPO法人やボランティア団体などが、子ども食堂やフードパントリー（食品等の配布）、学習支援、プレーパークなどを実施しています。

※さいたま市では、居場所づくり実施団体（子ども食堂、フードパントリー、学習支援、プレーパーク）に対して経費の一部を補助しています。

こども応援ネットワーク埼玉のホームページでは、埼玉県内で活動する子ども食堂、フードパントリー、学習支援、プレーパークの団体を紹介するマップを掲載していますので、ご活用ください。

【開催日時】

2か月に1回以上実施 ※詳細は、ホームページをご覧ください。

【場所】

公民館や店舗など

【費用】

さいたま市内にお住まいの子ども（高校生まで）の参加費は、原則として無料です。

【問合せ】

子ども・青少年政策課青少年育成係

TEL 048-829-1716 FAX 048-829-1960

■ フードパントリー



フードパントリーとは、生活に困っているひとり親世帯を中心に無料で食料等を配付する活動です。こども応援ネットワーク埼玉のホームページでは、埼玉県内で活動するフードパントリーを紹介するフードパントリーマップを掲載しています。

【問合せ】

こども応援ネットワーク埼玉事務局 埼玉県福祉部こども支援課

TEL 048-830-3348 FAX 048-830-4784

フードパントリーの活動の詳細については、各団体へ直接お問い合わせください。

■ さいたま市における民間団体・企業との連携協定

● 一般社団法人日本シングルマザー支援協会



さいたま市は、日本シングルマザー支援協会とひとり親家庭の自立支援に関する連携協定を締結しています。日本シングルマザー支援協会は、MES(ミーズ)就職プログラムという独自のプログラムを活用して、シングルマザーの経済的自立に向けた相談をサポートしている当事者団体です。会員登録をすることで協会から情報を受け取れたり、イベントなどに参加することができます。

【問合せ】

一般社団法人日本シングルマザー支援協会 TEL 045-534-8849

● 給付型奨学金（生活協同組合コープみらい）



さいたま市は、生活協同組合コープみらいと包括連携協定を締結しています。コープみらいは組合員からの募金を原資に、組合員のひとり親家庭の高校生を対象にした返済不要の給付型奨学金を実施しています。2027年度奨学生は2027年1月中旬頃から募集予定で、審査のうえ決定します。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】

一般財団法人コープみらい社会活動財団

TEL 048-789-7998 10:00~17:00(土・日曜日・祝日・年末年始を除く)

◆ 問合せ先一覧

○子育て支援課

TEL 048-829-1270

FAX 048-829-1960

○子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター

TEL 048-829-1948

FAX 048-829-1960

○支援課児童福祉係

西区	TEL 048-620-2661	FAX 048-620-2766
北区	TEL 048-669-6061	FAX 048-669-6166
大宮区	TEL 048-646-3061	FAX 048-646-3166
見沼区	TEL 048-681-6061	FAX 048-681-6166
中央区	TEL 048-840-6061	FAX 048-840-6166
桜区	TEL 048-856-6171	FAX 048-856-6276
浦和区	TEL 048-829-6139	FAX 048-829-6239
南区	TEL 048-844-7171	FAX 048-844-7276
緑区	TEL 048-712-1171	FAX 048-712-1276
岩槻区	TEL 048-790-0162	FAX 048-790-0266

○支援課こども家庭総合相談係

西区	TEL 048-620-2660	FAX 048-620-2766
北区	TEL 048-669-6060	FAX 048-669-6169
大宮区	TEL 048-646-3135	FAX 048-646-3169
見沼区	TEL 048-681-6041	FAX 048-681-6169
中央区	TEL 048-840-6065	FAX 048-840-6115
桜区	TEL 048-856-6170	FAX 048-856-6279
浦和区	TEL 048-829-6056	FAX 048-829-6239
南区	TEL 048-844-7169	FAX 048-844-7279
緑区	TEL 048-712-1155	FAX 048-712-1279
岩槻区	TEL 048-790-0161	FAX 048-790-0266

○保険年金課福祉医療係

西区	TEL 048-620-2655	FAX 048-620-2768
北区	TEL 048-669-6055	FAX 048-669-6167
大宮区	TEL 048-646-3055	FAX 048-646-3168
見沼区	TEL 048-681-6055	FAX 048-681-6168
中央区	TEL 048-840-6055	FAX 048-840-6168
桜区	TEL 048-856-6165	FAX 048-856-6278
浦和区	TEL 048-829-6127	FAX 048-829-6234
南区	TEL 048-844-7165	FAX 048-844-7278
緑区	TEL 048-712-1165	FAX 048-712-1271
岩槻区	TEL 048-790-0157	FAX 048-790-0268

○ジョブスポット

ジョブスポット西	TEL 048-620-2721	ジョブスポット桜	TEL 048-856-6260
ジョブスポット北	TEL 048-669-6005	ジョブスポット浦和	TEL 048-829-6126
ジョブスポット大宮	TEL 048-646-3286	ジョブスポット南	TEL 048-844-7227
ジョブスポット見沼	TEL 048-681-6056	ジョブスポット緑	TEL 048-712-1168
ジョブスポット中央	TEL 048-840-6090	ジョブスポット岩槻	TEL 048-790-0205

○福祉まるごと相談窓口

西区	TEL 048-620-2656	FAX 048-620-2762
北区	TEL 048-669-6056	FAX 048-669-6167
大宮区	TEL 048-646-3065	FAX 048-646-3165
見沼区	TEL 048-681-6058	FAX 048-681-6162
中央区	TEL 048-840-6052	FAX 048-840-6165
桜区	TEL 048-856-6261	FAX 048-856-6272
浦和区	TEL 048-829-6196	FAX 048-829-6238
南区	TEL 048-844-7161	FAX 048-844-7277
緑区	TEL 048-712-1162	FAX 048-712-1270
岩槻区	TEL 048-790-0191	FAX 048-790-0265

○家庭児童相談室

西区	TEL 048-620-2663	FAX 048-620-2766
北区	TEL 048-669-6063	FAX 048-669-6169
大宮区	TEL 048-646-3063	FAX 048-646-3169
見沼区	TEL 048-681-6063	FAX 048-681-6169
中央区	TEL 048-840-6063	FAX 048-840-6115
桜区	TEL 048-856-6173	FAX 048-856-6279
浦和区	TEL 048-829-6144	FAX 048-829-6239
南区	TEL 048-844-7173	FAX 048-844-7279
緑区	TEL 048-712-1173	FAX 048-712-1279
岩槻区	TEL 048-790-0164	FAX 048-790-0266

○保健センター

西区	TEL 048-620-2700	FAX 048-620-2769
北区	TEL 048-669-6100	FAX 048-669-6169
大宮区	TEL 048-646-3100	FAX 048-646-3169
見沼区	TEL 048-681-6100	FAX 048-681-6169
中央区	TEL 048-840-6111	FAX 048-840-6115
桜区	TEL 048-856-6200	FAX 048-856-6279
浦和区	TEL 048-824-3971	FAX 048-825-7405
南区	TEL 048-844-7200	FAX 048-844-7279
緑区	TEL 048-712-1200	FAX 048-712-1279
岩槻区	TEL 048-790-0222	FAX 048-790-0259

さいたま市では、市民の皆さんとともに、
社会全体で子育てを推進する地域社会の実現を目指して、
「さいたまキッズなCity大会宣言」を制定しました。



さいたまキッズなCity大会宣言

さいたま市の 未来を担う子ども・青少年が 夢と希望を持ち 生き生きと輝きながら
成長することは 市民すべての願いです

この願いを実現するためには 人々が互いに助け合い いたわりあい 支えあいながら
子ども・青少年を 社会全体で育むことが大切です

わたしたちは すべての子ども・青少年が その個性を尊重され 健やかに育ち 自立し
社会で輝いて生きられるよう 子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える
地域社会の実現を目指します

未来のさいたま市をつくります

- 1 わたしたち子ども・青少年は 輝かしい未来のある社会の一員として
たくましく生きる力と 生きる知恵を育み
人を思いやり 感謝の気持ちを忘れない 素直で優しい心を持ち続けます

家族の絆を深めます

- 1 わたしたち家族は 子どもを育てる責任を自覚し 子どもと共に 学び 喜び
楽しむことができるよう 互いに十分愛情を注ぎ 共に過ごす時間を大切にします

市民の絆で 子ども・青少年を育みます

- 1 わたしたち市民は 人と人とのふれあいや つながりを大切に し 子ども・青少年が
安心して学び 遊び 暮らせるよう 多世代が参加した地域ぐるみで しっかり見守り
心豊かな 笑顔があふれる 地域社会をつくります

働きやすい環境をつくり 子育て支援に貢献します

- 1 わたしたち事業者は 働く人たちが喜びにあふれるよう
「仕事と生活の調和」を実現し 地域における社会貢献活動に取り組みます

地域社会を支えます

- 1 わたしたち行政・子どもが育ち学ぶ施設は 地域社会の絆をしっかりと結び
遊び 学習 養育 保育を通して 子どもが健やかに育つまちをつくります

以上、ここに宣言します

平成23年10月9日 さいたまキッズなCity

【問合せ】 子ども・青少年政策課企画係 TEL 048-829-1909 FAX 048-829-1960



ひとり親家庭ガイドブック



令和8年8月発行

発行・編集：さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援課

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

TEL 048-829-1270 FAX 048-829-1960

E-MAIL kosodate-shien@city.saitama.lg.jp

このひとり親家庭ガイドブックは3,500部作成し、1部当たりの印刷経費は85円です。